

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第94号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月25日 03時10分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島北灯台から真方位002° 1,560m付近 (概位 北緯39° 03.1′ 東経141° 43.7′)
事故等調査の経過	平成26年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第参拾旭洋丸、468トン 134555、旭洋海運株式会社 B バージ BG-201、6,000トン（載貨重量トン） なし、株式会社OSW
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に凹損 B 船首部に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、荒天避難のため大船渡港に入り、船長Aが手動操舵で操船を行い、北進しながら錨泊場所の選定を行っていた。 船長Aは、大船渡港内の珊瑚島を通過した後、前方にB船ほか数隻の船舶が停泊していることをレーダー及び目視で確認し、B船の南側に投錨しようと思い、主機を中立状態として前進惰力で北進を続けていたところ、急に風雨が激しくなって視界不良となり、レーダーでも他船の映像が判別できなくなった。 船長Aは、B船との距離を確認できずにいたところ、目前にB船を認めて後進をかけたが、平成26年9月25日03時10分ごろA船の船首部とB船の船首部が衝突した。 A船は、B船の付近に錨泊した後、船長Aが海上保安部に通報し、損傷状況等の確認を行った。 B船は、長さ101m、幅19mの全開型バージであり、船首尾マストに全周灯各1個を点灯し、無人の状態で錨泊していた。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南東、風速 約15m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期 大船渡市は、本事故当日、台風16号から変わった低気圧が東北地方を通過した影響で大雨となり、本事故当時、強風、波浪、高潮及び

	濃霧注意報が発表されていた。
その他の事項	<p>船長Aは、風雨が激しくなった際、船尾に風を受けていたので、前進行きあしが増してB船に接近し過ぎたものと思った。</p> <p>船長Aは、本事故当時、大船渡港には荒天避難で多数の船舶が錨泊しており、他の錨泊船の灯火に紛れてB船の灯火が見えにくいと感じていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、大船渡港において、投錨場所に向けて前進惰力で北進中、雨で視界不良となり、南南東風を船尾に受けて速力が増す状況下、船長Aが、前方で錨泊中のB船との距離を確認できずに前進を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、雨の影響により、視界不良となった上に、レーダーでも船舶の映像を識別することが困難であったことから、B船との距離を確認できなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が、大船渡港において、投錨場所に向けて前進惰力で北進中、雨で視界不良となり、南南東風を船尾に受けて速力が増す状況下、船長Aが、前方で錨泊中のB船との距離を確認できずに前進を続けたため、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風雨によって視界不良となり、レーダーによる見張りも困難となった場合は、停止して視界の回復を待つなどの措置をとること。</li> </ul>